

労福第 1635 号  
平成 30 年 11 月 7 日

神奈川県労働審議会  
会長 青野 覚 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



働き方改革の中小企業への普及啓発について（諮問）

神奈川県労働審議会規則第 2 条の規定により、次の事項について意見を求めます。

1 諮問事項

働き方改革の中小企業への普及啓発

2 諮問の趣旨

県では、これまで「神奈川いきいき労働共同宣言」や経済団体への要請とともに、働き方改革アドバイザーの派遣や働き方改革トップセミナー・企業担当者交流会など、働き方改革の推進に向けた普及啓発を行ってきました。

また、平成 30 年度には、関係機関と連携して中小企業向けに働き方改革相談会を開催するとともに、働き方改革に取り組むメリットや具体的な取組方法を説明した「働き方改革の手引き」を作成、配布する予定です。

一方、県が平成 29 年度に県内中小企業を対象に実施したアンケートでは、中小企業の 63.5%が働き方改革に取り組んでいないという結果が出ており、また、働き方改革関連法が国会において平成 30 年 6 月に可決・成立したことなどから、中小企業に働き方改革を促すことが喫緊の課題となっています。

そこで、働き方改革の取組をさらに中小企業に浸透させるため、企業が実際に主体的に取り組みたくなるような効果的な普及啓発の方策について、貴審議会の意見を求めるものです。